

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

2006年（平成18年）4月に障害者自立支援法（2005年（平成17年）法律第123号）が施行され、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重、三障がい（身体、知的、精神）の制度の一元化が図られました。

併せて、障害福祉サービスの基盤整備のため、各サービス等の必要見込量やそれらの確保のための方策などを定める「市町村障害福祉計画」が規定され、当市では「伊達市障がい福祉計画」を策定してきました。

2013年（平成25年）4月には、同法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行され、新たに難病患者も障害福祉サービスの対象となったほか、2014年（平成26年）4月からはグループホームの一元化や障害支援区分制度※1の導入などが行われました。

2016年（平成28年）5月には、障害者総合支援法が更に改正され、地域生活支援充実のため自立生活援助※2や就労定着支援※3などのサービスが創設されたほか、障がい児支援のためのサービス拡充が盛り込まれました。同趣旨により、同時に児童福祉法（1947年（昭和22年）法律第164号）も改正され、「市町村障害児福祉計画」策定などが規定されました。これらの規定は、2018年（平成30年）4月から施行されます。

※1：「障害支援区分制度」知的・発達・精神の各障がいの特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す制度。

※2：「自立生活援助」P22サービス内容のとおり。

※3：「就労定着支援」P20サービス内容のとおり。

このように障がい福祉施策が大きく変わっていく中で、「第5期伊達市障がい福祉計画」は、第4期までの計画の実績等を勘案するだけでなく、「市町村障害児福祉計画」としての内容も盛り込みながら、必要な障害福祉サービスや相談支援等を数値目標として設定し、計画的に提供するために策定するものです。

2 計画の役割とその位置付け

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20（2018年（平成30年）4月1日施行）に基づき、障がい児支援を含めた障害福祉サービスなどの必要見込量や地域生活支援事業の実施に関する事項とともに、見込量確保の方策などを定めるものです。

また、国が策定する「基本指針」や北海道が策定する「第5期北海道障がい福祉計画」、「伊達市第六次総合計画」などとも関連することから、これらの計画との整合性を図るものとします。

○障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 数値目標の設定と計画期間

国の基本指針及び第5期北海道障がい福祉計画の考え方を踏まえ、計画期間を2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間として、本市の実情に応じた数値目標を設定します。

2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
第六次 伊達市総合計画			第七次 伊達市総合計画		
第3期 伊達市地域福祉計画			第4期 伊達市地域福祉計画		
第2期 伊達市障がい者計画			第3期 伊達市障がい者計画		
第4期 伊達市障がい福祉計画			第5期 伊達市障がい福祉計画		

注：計画における年及び年度の表記については、計画期間中の2019年（平成31年）から新元号に変わる予定であることから、和暦と西暦を併記いたします。ただし、国や北海道の表記は、原文のまま掲載いたします。